

同時在学加算について

同時在学加算は、算定基準額が154,500円以上の場合に対象となります。

- あんしん修学支援制度の対象となる府内の京都府認可の私立全日制高校に通う生徒の兄弟姉妹が、府内の高等学校(公立私立※いずれも全日制課程のみ対象)又は大学等に在学する場合、国の就学支援金額457,200円に加算するものです。
 - 兄弟姉妹が、府内公立高校(全日制)又は大学等に在学する場合は、府内私立高校(全日制)に在学する生徒に**最大50,900円**、兄弟姉妹が、府内私立※高校(全日制)に在学する場合は、年長の兄姉を除く弟妹に**最大101,800円**を加算します。
 - 加算対象となる生徒(下表に金額の記載のある生徒)が通う学校への申請が必要です。
 - 加算対象となる生徒(下表に金額の記載のある生徒)が、特待生等により授業料等の免除があり、支援すべき授業料等債権が加算額を下回る場合、授業料等債権の額を上限として加算します。
- ※府内私立高校は、京都府認可の学校に限る。

(1) 加算対象となる生徒及び加算額

兄弟姉妹	在学状況	第1子	第2子	第3子	備考
なし	府内私立高校	なし			
2名	2名とも府内私立高校	なし	101,800		第2子に加算
	第1子:府内私立高校 第2子:府内公立高校	50,900	なし		
	第1子:府内公立高校 第2子:府内私立高校	なし	50,900		
	第1子:大学生等 第2子:府内私立高校	なし	50,900		
3名	3名とも府内私立高校	なし	101,800	101,800	第1子以外に加算
	第1子:府内私立高校 第2子:府内私立高校 第3子:府内公立高校	50,900	101,800	なし	
	第1子:府内私立高校 第2子:府内公立高校 第3子:府内私立高校	50,900	なし	101,800	
	第1子:府内私立高校 第2子:府内公立高校 第3子:府内公立高校	50,900	なし	なし	
	第1子:府内公立高校 第2子:府内私立高校 第3子:府内私立高校	なし	50,900	101,800	
	第1子:府内公立高校 第2子:府内私立高校 第3子:府内公立高校	なし	50,900	なし	
	第1子:府内公立高校 第2子:府内公立高校 第3子:府内私立高校	なし	なし	50,900	
	第1子:大学生等 第2子:府内私立高校 第3子:府内私立高校	なし	50,900	101,800	
	第1子:大学生等 第2子:府内私立高校 第3子:府内公立高校	なし	50,900	なし	
	第1子:大学生等 第2子:府内公立高校 第3子:府内私立高校	なし	なし	50,900	
	第1子:大学生等 第2子:大学生等 第3子:府内私立高校	なし	なし	50,900	

(2) 加算対象となる学校種等

所在地	学校種	加算額	備考
京都府内	高等学校	私	最大101,800円
		国公	最大50,900円
日本国内	大学	最大50,900円	<ul style="list-style-type: none"> ・全日制課程を対象とし、定時制課程及び通信制課程の高校、特別支援学校は対象外とします。 ・私立高等学校とは、京都府認可校をいう。
	短期大学		
	高等専門学校		
	専修学校(専門課程)		
	高等学校専攻科(4、5年生)		<ul style="list-style-type: none"> ・通学制の学校を対象とし、通信教育課程等は対象外とします。 ・学校教育法に基づき、日本国内に設置されている学校を対象とします。(いわゆる省庁大学校(防衛大学校等)や、海外に所在する学校は対象外です。) ・専修学校は専門課程のみを対象とし、一般課程・高等課程は対象外とします。 ・高等学校専攻科とは、高等学校1～3年生の課程を経たいわゆる4～5年生をいう。